

保護者 様

丹波篠山市教育委員会

インフルエンザり患時の登校（園）について【訂正】

平素は、丹波篠山市の教育行政推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、お子さまがインフルエンザにかかれて完治後に登校（園）される場合、医療機関で記入していただく「登校許可書（登校してもよい日を証明する書類）」の提出から「インフルエンザ用登校（園）届」の提出に変更になると学校（園）を通じてお知らせしたところですが、市内の医療機関を受診された場合は原則「り患証明書」が発行されますので、登校（園）する際には「り患証明書」を学校（園）へ提出いただくようお願いいたします。

市外で受診されるなど、初診の際に「り患証明書」が出されなかった場合には、受診された医療機関で発症日を確認いただき、「インフルエンザ用登校（園）届」を保護者で記入のうえ学校（園）へ提出いただくようお願いいたします。インフルエンザに罹患された場合は、まずは学校（園）へ連絡ください。その後学校（園）より「インフルエンザ用登校（園）届」をお渡しします。

なお、上記の取り扱いについては「インフルエンザ」のみになりますので、その他の感染症にかかれた場合はこれまでどおり医療機関で記入していただく「登校許可書」を学校（園）へ提出いただくようお願いいたします。

当初お知らせした内容から変更となってしまう、大変ご迷惑をおかけしますがよろしく願いたします。

記

1. 対象疾病 インフルエンザ
2. 登校可能日 インフルエンザにおける出席停止期間の基準
【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで】の翌日
※幼児とは小学校入学前の園児のことです。

【参考】医療機関の証明などがない場合（登校可能日を参考にする）

日 数	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
小学生 中学生	発症日	—	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能
園 児	発症日	—	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	熱なし 3日目	登園可能